

## 千葉県砂利採取計画認可申請書類作成要領

### 第1 申請書類

1 認可申請の際に提出すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 採取計画認可申請書(砂利の採取計画等に関する規則(昭和43年通商産業省令・建設省令第1号。以下「規則」という。)様式第1)
- (2) 目次
- (3) 業者登録通知書の写し
- (4) 誓約書(様式第1号)及び保証書(様式第1号の2)
- (5) 隣接地同意書(様式第2号)の写し
- (6) 使用土地目録(様式第3号)
- (7) 土地の登記簿謄本
- (8) 土地等の使用収益に関する契約書の写し
- (9) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書・届出書の写し
- (10) 砂利採取監督計画書(様式第4号)
- (11) 使用重機類一覧表(様式第5号)
- (12) 掘削工程説明書(様式第6号)
- (13) 洗浄工程説明書(様式第7号)
- (14) 廃土等処理工程説明書(様式第8号)
- (15) 防災施設説明書(様式第9号)
- (16) 製品搬出方法等説明書(様式第10号)及び製品搬出方法(様式第11号)
- (17) 災害防止管理系統図
- (18) 位置図(見取図(I)と併用可)
- (19) 公図
- (20) 見取図(I)(位置図と併用可)
- (21) 見取図(II)(実測平面図と併用可)
- (22) 実測平面図(見取図(II)と併用可)
- (23) 実測縦断面図
- (24) 実測横断面図
- (25) 求積図
- (26) 採取量計算書
- (27) 貸借対照表(最近の決算に係るもの)
- (28) 深掘地の埋戻し後の地盤沈下に対する保証契約書の写し
- (29) 採取量計算書(様式第12号)
- (30) 埋戻土砂確保計画書(様式第13号)
- (31) 埋戻土砂確保証明書(様式第14号)
- (32) 砂利賦存状況調査結果証明書(様式第15号)
- (33) 砂利採取中期事業計画書(様式第16号)及び中期事業計画平面図
- (34) 砂利採取長期構想書(様式第17号)及び長期構想図
- (35) 廃止後の土地利用計画
- (36) その他特に指示するもの

2 変更認可申請の際に提出すべき書類は、採取計画の変更認可申請書(規則様式第2)に前記1の書面のうち(6)使用土地目録、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするもの及び記載内容の変更を必要としない書類の一覧表を添付するものとする。

なお、採取期間延長に係る変更認可申請の際の提出書類は次のとおりとする。

- (1) 変更認可申請書(変更の理由に採取土量が残っている旨を記載する。)
- (2) 誓約書
- (3) 保証書
- (4) 隣接地同意書の同意期間が満了する場合は、同意を更新する書類の写し
- (5) 土地等の使用収益に関する契約期間が満了する場合は、契約を更新する書類の写し。
- (6) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可・届出期間が満了する場合は、許認可・届出を更新する書類の写し。(特に、農地転用許可の更新について注意すること)。
- (7) 使用土地目録
- (8) 砂利採取中期事業計画書(様式第16号)及び中期事業計画平面図
- (9) 砂利採取長期構想書(様式第17号)及び長期構想図
- (10) その他特に指示する書類(例:採取土量計算書ほか)

3 廃止届出の際に提出すべき書類は、次のとおりとする。

なお、「一部廃止」とは、認可された採取場の一部において採取を廃止し、採取場区域から除外することをいう。これに対し、採取場全域を廃止することを、全部廃止という。

- (1) 砂利採取廃止届出書(規則様式第4)
- (2) 使用土地目録
- (3) 公図
- (4) 見取図Ⅱ
- (5) 求積図

4 提出部数は、正本1部及びその写しとする。

## 第2 編冊方法

第1の1に記載された順序でA4判に編冊するものとし、図面、表の類は、おもてに内容物の名称を記載した袋にそう入すること。

## 第3 作成上の注意

### 1 一般的事項

- (1) 書類に記載する長さ、高さ、面積、体積、重量等の表示はメートル法で行うこと。
- (2) 次に掲げる用語の定義は、それぞれの右に記されたとおりとする。

ア 採 取 場 砂利の採取活動に直接関係するすべての場所  
(例) 事務所・機械装置・沈でん池・防護柵・通水工作物等の設置箇所・掘削区域・製品置場・積込場所・表土・廃土・ヘドロの捨場

イ 洗 浄 装 置 砂利を水洗するための機械類

ウ 汚 濁 水 砂利を水洗することによって生ずる汚水で汚泥物を含んだ状態のもの

エ ヘ ド ロ 汚濁水中に含まれていた汚泥物

オ 沈 殿 池 汚濁水を清澄するための池

カ 汚濁水処理装置 汚濁水からヘドロを分離するための機械類（付属設備を含む。）

（例）シクナー

キ 切 込 掘削したままの状態ですべて搬出する砂利及び砂

（3）図面には方角を、さらに実測図面にあつては、縮尺を必ず表示すること。

（4）採取の方法いかんによっては、この要領で定められた事項のうちでも不要な事項が出てくることが考えられるが、このような場合は不要な事項を適宜省略して作成すること。

## 2 個別的事項

### （1）採取計画認可申請書

ア 「砂利採取場の区域」について

採取場の主たる地番及び筆数並びに認可申請にかかる土地の総面積等を次の例に従って記載すること。

（例）千葉市〇〇区〇〇字〇〇××番ほか××筆

採取場面積 ××m<sup>2</sup>（実測・公簿の別）

掘削面積 ××m<sup>2</sup>（実測）

明細は別添使用土地目録のとおり

イ 「採取をする砂利の種類及び数量」について

掘削総量若しくは購入原石総量又は双方と、それを洗浄する量及び製品化した場合に生ずるそれぞれのものについて、その数量を次の例に従って記載すること。

（例）掘削総量	200,000 m <sup>3</sup>	砂利	70,000 m <sup>3</sup>
購入原石総量	100,000 m <sup>3</sup>	砂	150,000 m <sup>3</sup>
うち洗浄量	250,000 m <sup>3</sup>	切込	25,000 m <sup>3</sup>
		表土	20,000 m <sup>3</sup>
		廃土石	5,000 m <sup>3</sup>
		ヘドロ	30,000 m <sup>3</sup>

ウ 「採取の期間」について

採取の期間は、原則として1年以内の期間とする。

エ 「砂利採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項」について

使用する重機類に一覧表（様式第5号）と作業の各工程ごとに従った説明書（様式第6号、様式第7号及び様式第8号）を作成し添付するものとする。

したがって、申請書の記載欄には特に必要がある場合を除くほか次の例に従って記載すること。

（例）（1）使用重機類

別添使用重機類一覧表のとおり。

（2）掘削工程

別添掘削工程説明書のとおり。

（3）洗浄工程

別添洗浄工程説明書のとおり。

（4）廃土等処理工程

別添廃土等処理工程説明書のとおり。

（5）製品搬出工程

土砂の積込に際しては、適正積載量を遵守し、完全シート掛けを実施する。

その他は、別添製品搬出方法等説明書のとおり。

オ 「砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」については、災害防止措置についての

説明書（様式第9号）を作成し添付するものとする。したがって、特に必要がある場合を除くほか、次の例に従って記載すること。

（例）別添防災施設説明書のとおり。

カ 「採取をした砂利の水切り方法及び設備その他の施設に関する事項」については、特に必要がある場合を除くほか、次の例に従って記載すること。

（例）別添洗浄工程説明書の「水切り」の項のとおり。

## （2）目次

提出書類を一覧できるように作成すること。

## （3）業者登録通知書の写し

千葉県知事が発行した当初の業者登録通知書及び登録事項の変更があった者については、当該変更事項について登録簿に記載した旨の通知書を複写したものとする。

## （4）誓約書及び保証書

誓約書（様式第1号）及び保証書（様式第1号の2）を作成すること。なお、この場合取扱いの態様は次のとおりとする。

ア 千葉土砂採取業協同組合の組合員が当該組合の管轄区域で採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び当該組合の長の保証書を添付する。

イ 砂利（土石）採取業者の組合に加入できない大企業（資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社）が採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び同業2社の保証書を添付する。

## （5）隣接地同意書の写し

掘削区域に隣接する土地の所有者（その土地について、用益物権契約または賃貸借（使用貸借）契約が締結されている場合は、その契約に基づく借地権者を含む。）の隣接地同意書（様式第2号）の写しを添付すること。なお、掘削区域に隣接しない土地についても、影響を受ける土地については、同意書又は承諾書を添付すること。

また、所定の書式による隣接地同意書のほか、採取に関する他の同意書類によることも可とする。

（例 賃貸借契約書、林地開発許可申請書用の開発行為同意書等）

共有地については、原則として共有者全員の同意を得ること。ただし、所在不明等の理由により一部の共有者から同意を得ることが困難な特別な事情がある場合は、その共有者の同意書に代えて次の書類を添付すること。なお、この取扱いは、「土地等の使用収益に関する契約書の写し」にも適用する。

ア 地区共有地の場合は、代表者名の同意書、地区総会議事録等経緯がわかる書面及び同意を得られない理由並びに紛争は自主的に解決する旨を記載した採取業者と代表者連名の誓約書

イ その他の共有地の場合は、登記事項証明書、共有持分の明細総括表及び同意を得られない理由並びに紛争は自主的に解決する旨を記載した採取業者と他の共有者連名による誓約書

ただし、掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30メートル以上の距離を有する部分に面し、かつ掘削による影響が及ばない隣接地については、疎明書を添付することにより、当該隣接地同意書の添付を省略できるものとする。

## （6）使用土地目録

採取場の敷地として使用する土地のすべてについて、使用土地目録（様式第3号）を作成すること。

なお、所有権者が複数の場合は、共有者の全員の氏名及び持分明細の一覧表を作成すること。

## （7）土地の登記事項証明書（登記簿謄本）

採取場の敷地のうち、掘削区域及び申請者所有の土地の全てについてのものとする。

掘削区域を除く採取場敷地内の自己所有地の登記事項証明書（土地登記簿謄本）は、添付した採取計画の認可期間の終了日の翌日から2年間の申請では、疎明書をもって代えることができる。

(8) 土地等の使用収益に関する契約書の写し

土地、建物及び水の使用並びに土砂等の採取（以下「土地等の使用収益」という。）に関して契約が締結されている場合は、その契約書（水利組合、漁業協同組合等の同意書又は承諾書を含む。）を複写したのものとする。なお、土地所有者が死亡している場合は、原則として相続権者全ての同意書を添付することとし、やむを得ない事情により当該同意書が添付できない場合は、契約当事者が当該土地を管理していることを疎明できる書面及び可能な範囲の同意書並びに民事上の紛争は自主的に解決する旨の誓約書を添付するものとする。

(9) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書、届出書の写し

当該土地等の使用収益に関する行政庁が発行した許認可の通知書又は行政庁へ提出した届出書を複写したものとする。

ただし、農地法（昭和27年法律第229号）（農地転用許可）、森林法（昭和26年法律第249号）（林地開発許可）、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成22年3月26日条例第4号）（小規模林地開発行為の届出）、千葉市法定外水路条例（平成17年3月22日条例第18号）（占用等の許可）及び千葉市法定外道路条例（平成17年3月22日条例第19号）（占用等の許可）については、受付印のある申請書の複写したものとするができる。

(10) 砂利採取監督計画書

規則第3条第2項第6号に規定する事項について砂利採取監督計画書（様式第4号）を作成すること。

(11) 使用重機類一覧表

採取場で使用する重機類について使用重機類一覧表（様式第5号）を作成すること。

なお、使用する重機類については、騒音防止の観点から、原則として低騒音型を使用することとし、備考欄にその旨を記載すること。

(12) 掘削工程説明書

表土の除去から原石（切込を含む。）の積込みまで（掘削区域と洗浄場所とが離れているためトラック等により道路を経て原石を搬出している場合は、搬出までを含む。）について、掘削工程説明書（様式第6号）を作成すること。

(13) 洗浄工程説明書

ホッパー投入から製品積込みまで及び汚濁水の処理について、洗浄工程説明書（様式第7号）を作成すること。

(14) 廃土等処理工程説明書

表土、廃土、石及びヘドロの処理（廃棄することを含む。）について、廃土等処理工程説明書（様式第8号）を作成すること。

(15) 防災施設説明書

採取活動に伴って予見される災害の防止措置について、防災施設説明書（様式第9号）を作成すること。

なお、この説明書には、それぞれの防災施設（例 排水溝、板囲い、築堤等をいう。）の構造図を添付するものとする。

(16) 製品搬出方法等説明書及び製品搬出方法

製品の搬出手段、能力等について、製品搬出方法等説明書（様式第10号）及び製品搬出方法（様式第11号）を作成すること。

(17) 災害防止管理系統図

採取場の災害防止体制について、管理及び責任を示した系統図を作成すること。

(18) 位置図（見取図Ⅰと併用可）

採取場の位置を縮尺5万分の1に朱書きすること。

ただし、見取図Ⅰと併用する場合は、縮尺1万分の1以上とする。

(19) 公図

採取場の敷地として使用する土地及び隣接する土地のすべてについてのものとし、それに地目及び所有者名並びに採取場区域及び掘削区域を表示すること。また、公図を作成した年月日及び作成者氏名を記載すること。

なお、同一の敷地でありながら、大字又は字により公図が分割されている場合は、組み合わせ1枚のものとして作成するものとする。

(20) 見取図（Ⅰ）（位置図と併用可）

採取場周辺の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在場所を図中に表示すること。

- ア 建築物（役場、学校、人家等）
- イ 道路（国道、県道、市町村道、その他の道路）
- ウ 河川（認定河川、普通河川、農業用等の水路）
- エ 農地
- オ 山林
- カ 原野
- キ 雑種地

なお、この見取図には、採取場から国道又は県道までの搬出経路及び次年度以降に採取する計画がある場合は、採取予定区域をあわせて記載すること。

(21) 見取図（Ⅱ）（実測平面図と併用可）

採取場内の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在箇所を図中に表示すること。

- ア 事務所
- イ 洗浄装置
- ウ 汚濁水処理装置
- エ 沈殿池
- オ 取水箇所
- カ 通水工作物（清澄水、汚濁水、製品しぼり水）
- キ 排水施設（雨水等）
- ク 出入口
- ケ 危険標識
- コ 擁壁、柵、築堤
- サ 採取場区域内（搬出入路を除く。）の一番低い箇所（以下「掘削の基準点」という。）及びその標高
- シ 掘削区域（掘削の基準点よりも深く掘削する（以下「深掘り」という。）区域がある場合は、その区域を明示すること。）
- ス 原石、製品の堆積場の区域
- セ ヘドロの乾燥場の区域
- ソ 表土、廃土石及びヘドロの捨場（盛土箇所含む。）の区域

なお、廃止届出に添付する場合は、採取跡地整備後の現況（仕上げ高植栽緑化、残存防災施設等）を反映す

ること。

(22) 実測平面図（見取図（Ⅱ）と併用可）

採取場の平面が明らかにわかる縮尺（原則として5百分の1）の実測図面（等高線表示のもの）とし、掘削区域及び作成年月日並びに作成者氏名を表示し、3ヶ月を単位とする掘削予定区画を記入すること。

なお、この図面の作成に当たっては、採取場とその周辺の地形との関係がわかるように近隣の地表面を追加するものとする。

(23) 実測縦断面図及び(24) 実測横断面図

掘削区域が明らかにわかる縮尺（原則として5百分の1）の実測図面とし、「計画地盤面」を記入すること。

なお、この図面の作成に当たっては、掘削区域の地形の詳細がわかるように工夫して適宜断面をとるものとする。

(25) 求積図

掘削区域について作成すること。

(26) 採取量計算書

実測縦・横断面図に基づき、採取量の計算書を作成すること。

(27) 貸借対照表

最近の決算にかかるものを複写したものとする。

(28) 深掘地の埋戻し後の地盤沈下に対する保証契約書の写し

深掘りをしようとする場合は、その深掘地の地権者との間に埋戻し後の地盤沈下に対する保証契約書を締結し、その契約書の写しを添付すること。

ただし、申請者所有地においては、この限りではない。

(29) 採取量計算書

実測横断面図に基づき、採取量の計算書を作成する。ただし、採取量計算を行うときは表土の部分・掘削の基準点までの部分及びそれより下の深掘り部分に分けて採取量計算を行うこと。（様式第12号）

(30) 埋戻土砂確保計画書

深掘りをしようとする箇所については、災害防止の観点から掘削後、埋戻しを行うものとしているが、このときの埋戻土砂については、埋戻土砂確保計画書（様式第13号）を添付すること。

(31) 埋戻土砂確保証明書

埋戻土砂が、場内表土等のみでは不足する場合、自社の他の採取場の土砂、購入土砂又は譲渡土砂により充当することになるが、その場合については、自社、購入元又は譲渡元の証明（様式第14号）を添付すること。

(32) 砂利賦存状況調査結果証明書

掘削区域を掘削の基準点よりも下に10メートル以上15メートル程度までの深掘りをしようとする場合は、深掘り計画区域内の砂利の賦存状況をボーリング等により調査し、砂利が賦存することを証明する砂利賦存状況調査結果証明書（様式第15号）を添付すること。

また、この調査の調査地点については、深掘り計画区域全体の砂利の賦存状況を把握できるような適正な個所を選定するものとし、深掘りしようとする掘削区域1ヘクタール当たり1ヶ所以上の調査地点で調査を実施し、掘削区域が1ヘクタール未満の場合は、1ヶ所実施するものとする。

ただし、この証明書は深掘りの計画区域内の地下水の有無及び深掘り計画区域内の深掘り計画深度に地下水がある場合は、水位の位置を明確にしたものでなければならない。

(33) 砂利採取中期事業計画書及び中期事業計画平面図

ア 砂利採取中期事業計画書（様式第16号）を作成すること。

- (ア) 計画書は、6年以上採取する場合は6年間、それ以外の場合は採取する全期間について作成すること。  
2年目以降の申請時には、当初の計画書の実績欄に実績（又は実績見込み）の数値を記入すること。  
7年目の申請時には新たな計画書を作成するとともに、6年間の実績（又は実績見込み）の数値を記入した前計画書を添付すること。
- (イ) 「採取場面積（うち拡大面積）」欄には、当該期間において採取場に新たに加える面積をカッコ書きで記入すること。
- (ウ) 「事業上必要な面積」欄には、事務所、機械装置、沈砂池、調整池、ヘドロ池、沈殿池、製品置場、表土・廃土の置場、保安距離の確保に必要な場所、搬出入路、機械器具保管場所などの事業を遂行する上で必要な面積を記入すること。
- (エ) 「植栽緑化面積」及び「農地復元面積」欄には、当該期間において植栽緑化や農地復元を行う面積を記入すること。
- (オ) 「その他の面積」欄には、採取場内であって既に植栽緑化や農地復元した面積等を記入すること。
- (カ) 「廃止面積」欄には、跡地整備及び緑化等が完了し、当該期間において採取場から除かれる面積を記入すること。
- (キ) 「林地開発の事業区域面積（林地開発許可面積）」欄には、森林法に基づく事業区域面積を記入すること。

なお、林地開発許可を受ける場合は、許可面積をカッコ書きで記入すること。

- (ク) 許可期間ごとの面積は、次のとおりとすること。

採取場面積＝掘削面積＋掘削地以外の面積

掘削地以外の面積＝事業上必要な面積＋植栽緑化面積＋農地復元面積＋その他の面積

なお、採取場全体を廃止する場合は、次のとおりとすること。

廃止面積＝採取場面積

- イ 中期事業計画平面図を作成すること。

(ア) 中期事業計画平面図は、砂利採取中期事業計画書に記入した全期間について、各期間別に作成すること。

(イ) 中期事業計画平面図は、採取場区域、拡大区域、植栽緑化等区域（既に植栽緑化等を実施した区域も含む。）、廃止区域を色分け等により明示すること。

(ウ) 中期事業計画平面図は、比較が出来るよう縮尺を統一し、数年分を並べて作成すること。

#### (34) 砂利採取長期構想書及び長期構想図

ア 今後10年以上継続して採取する場合は、砂利採取長期構想書（様式第17号）を作成すること。

イ 長期構想図の作成及び提出は、中期事業計画書を新たに作成する年に行うこと。

(ア) 長期構想図は、砂利採取長期構想書の内容に沿って作成すること。

(イ) 長期構想図は、1年目の採取場区域、10年間の採取予定区域、10年後の採取場区域、緑化等を実施し廃止する区域を色分け等により明示すること。

#### (35) 廃止後の土地利用計画

採取を廃止した際の土地利用計画図（原則として縮尺5百分の1）を作成すること。土地の用途が明確になるものとし、必要に応じて計画縦横断面図を作成すること。

#### (36) その他特に指示するもの

特殊な事情がある場合に個々に指示する。

附 則



この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。